

田原市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らごみをごみステーションへ排出することが困難な高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）のみの世帯に対して実施するごみ出し支援に関し必要な事項を定めることにより、高齢者等の日常生活における負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 家庭系ごみ（田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年田原町条例第12号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。以下同じ。）の分別方法に従い分別されたごみのうち、もやせるごみ又はこわすごみをいう。
- (2) 支援者 居宅サービス事業所、ボランティア団体又は地域コミュニティ団体に属する者をいう。
- (3) ごみ出し支援 支援者が、次条の対象者のごみを市の指定するごみステーションへ排出するサービスをいう。

(対象者)

第3条 ごみ出し支援を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者のみで構成される世帯に属する者その他市長が認める者とする。

- (1) 自らごみをごみステーションへ排出することが困難であり、かつ、親族等の協力を得ることができない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 介護保険の要介護又は要支援認定を受けている者
 - オ 65歳以上の者

(申請手続等)

第4条 ごみ出し支援を受けようとする対象者は、田原市ごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、対象者若しくはその親族又は対象者の支援者（以下「申請者」という。）が行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ごみ出し支援の利用の可否を決定し、田原市ごみ出し支援事業利用可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者及び対象者（申請者が当該対象者でない場合に限る。）に通知するものとする。

(高齢者等ささえあい専用袋)

第5条 ごみ出し支援の実施に際しては、条例第15条の2に規定する指定袋で、市長が定めるもの（以下「高齢者等ささえあい専用袋」という。）により排出しなければならない。

- 2 高齢者等ささえあい専用袋のサイズは、45リットルとする。

- 3 高齢者等ささえあい専用袋の販売場所は、市民環境部廃棄物対策課、東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センター及び福祉部高齢福祉課とする。
- 4 高齢者等ささえあい専用袋の販売金額は、10枚につき、条例別表第1に掲げる家庭系廃棄物処理手数料（もやせるごみ及びこわすごみに限る。）のうち第2項に規定するサイズに該当する同表の指定袋の金額に相当する額とする。
- 5 高齢者等ささえあい専用袋の購入は、前条第3項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）若しくはその親族又は利用者の支援者が行うことができるものとする。この場合において、高齢者等ささえあい専用袋を購入しようとする者は、決定通知書又はその写しを提示しなければならない。
- 6 第7条第1項の規定によりごみ出し支援の実施を中止した場合においても、高齢者等ささえあい専用袋は、通常のごみ出しに使用することができるものとする。

（排出場所）

第6条 ごみ出し支援におけるごみの排出場所は、利用者の居住地区のごみステーションとする。ただし、これにより難しいときは、利用者、利用者の支援者及び市長の協議により決定した場所とする。

（中止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ出し支援の実施を中止することができる。

- (1) 利用者からごみ出し支援の利用の中止の申出があったとき。
- (2) 利用者が対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他ごみ出し支援の実施に支障があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりごみ出し支援の実施を中止する場合は、利用者が死亡したときを除き、田原市ごみ出し支援事業中止通知書（様式第3号。以下「中止通知書」という。）により申請者及び利用者（申請者が当該利用者でない場合に限る。以下同じ。）に通知するものとする。

3 申請者及び利用者は、前項の規定により中止通知書が通知されたときは、速やかに決定通知書を市長へ返納しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ごみ出し支援の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、同年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

田原市ごみ出し支援事業利用申請書

年 月 日

田原市長 様

〒 ー ー

申請者 住所
氏名

田原市高齢者等ごみ出し支援事業を利用したいので、田原市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請事項について、市長が本事業の目的の範囲内で利用することに同意します。

対象者	住所				
	氏名		電話	ー ー	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	同居	<input type="checkbox"/> 無 (独居)・ <input type="checkbox"/> 有 (人)	
要件確認事項		1 (①に <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> ①家庭系ごみの自らによるごみステーションへの排出が困難であり、かつ、親族等による協力を得ることが困難な者 2 (①から⑥のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> ①身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> ④介護保険認定 要介護 <input type="checkbox"/> ②療育手帳 <input type="checkbox"/> ⑤介護保険認定 要支援 <input type="checkbox"/> ③精神障害者福祉手帳 <input type="checkbox"/> ⑥65歳以上 3 (上記の他に理由がある場合に <input checked="" type="checkbox"/> 、記載) <input type="checkbox"/> ()			
同居人	氏名 (年齢)	要件確認事項 (2①～⑥の情報を記載)		備考	
	(歳)				
	(歳)				
緊急連絡先		住所			続柄
		氏名		電話	
備考		支援者情報：			

田原市ごみ出し支援事業利用可否決定通知書

第 年 月 日 号

対象者 様 様

田原市長

年 月 日付けで申請のあったごみ出し支援の利用について、次のとおり決定したので、田原市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第4条の規定により通知します。

実施可否	ごみ出し支援事業を 実施する ・ 実施しない
	(実施しない場合) 理由：
支援内容	家庭系ごみ（もやせるごみ、こわすごみ）のごみステーションへの排出
排出ステーション	もやせるごみ →
	こわすごみ →
備考	

※ごみ出し支援の実施を中止したときは、この決定通知書を返納してください。

様式第3号（第7条関係）

田原市ごみ出し支援事業中止通知書

第 年 月 日

様

対象者

様

田原市長

年 月 日付けで決定したごみ出し支援の実施について、次のとおり中止とすることとしたので、田原市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

実施の中止に伴い、同要綱第7条第3項の規定により、田原市ごみ出し支援事業利用可否決定通知書（様式第2号）を返納してください。

中止する理由